

平成 11 年所得減税のねらい

- 所得階層別に見た消費支出への効果 -

1998/9/8

東京大学社会科学研究所 土居 丈朗

現在政府与党が検討している平成 11 年の所得減税について、消費支出への効果を分析する。所得減税の効果は各所得層別によって異なるため、所得階層別に減税に対する消費行動を明らかにする必要がある。本稿では、現段階で明らかにされている政府与党の減税案を基に、平成 7, 8, 10 年に行われた特別減税等と比較しながら、『家計調査年報』のデータから所得減税のあり方を議論する。

今年 7 月の参議院選挙前後から、景気対策としての減税政策の議論が活発化した。日本の景気動向が国際的にも注目され、日本政府に対して減税政策を行うよう積極的に勧められている。特に、昨年の所得税・住民税の特別減税打ち切り、消費税増税によって低迷した民間消費をいかに刺激するかが、減税政策の一つの焦点となっている。小渕新政権が着手しようとしている所得減税は、今年度補正予算と来年度当初予算の編成時に行う平成 11 年の特別減税と、その後の恒久減税の 2 段階で行う方針である。

本稿では、今次減税政策の議論のなかで、景気対策の一環として民間消費に対して効果を持つ所得減税について議論したい。所得減税を考える際、供給サイドにも影響を持つことや所得再分配効果を持つことは否定できない。しかし、この効果は中長期的な税制改革を必要とする恒久減税を議論する際に考慮すべきものであり、本稿では議論を限定するため、需要サイド、特に民間消費に対する短期における効果を第一の目的とした所得減税を考えることとする。

1. 昨年の各所得層における消費動向

そもそも、最近の所得税減税の議論は、昨年度家計に及んだ大幅な税制改正が一因となって民間消費が大きく落ち込んだという現実認識に端を発している。そこで、まず減税政策の効果を議論する前に、昨年の消費動向を見ておきたい。しかも、民間消費のマクロ全体の動きよりも、各家計レベルのミクロの動きを細かく見るのが重要である。所得税・住民税のミクロ的な効果は、家計の所得水準によって異なる。分析の際には、所得水準別に分けて見るのが重要で

ある。表 - 1 は、標準世帯（有業人員である世帯主、無業の配偶者、子供 2 人の 4 人世帯）で直面する所得税・住民税の限界税率が異なる（課税前）年間収入階層別に分類したものを示している。^(注) 『家計調査年報』では年収 1500 万円以上の階層は細かく分けられていないため、表 - 1 では所得分布が対数正規分布に従うとして推計したものを表している（推計方法は、岩田(1981)、Doi(1998)を参照されたい）。

表 - 2 は、表 - 1 の（課税前）年間収入階層に近似させた階層別に、『家計調査年報』で得られる勤労者世帯の消費動向を表したものである。昨年低迷した消費の動きは、消費支出変化率（対前年比）に表されている。年収 300 万円未満の世帯では 5.8%増加しているが、300~500 万円の世帯で 3.8%減少し、700~1000 万円の世帯と 1250 万円以上の世帯で 0.4%減少している。特に注目したいのは、各所得層の動きがマクロの動きに大きなインパクトを与えたかである。そのためには、実質消費支出がどの所得層でなされたかの分布（構成比）を見る必要がある。変化率が大きくても、経済全体での構成比が小さければ、その変化はマクロへそれほど大きく影響していないことになる。これによると、700~1000 万円の世帯で最も大きい構成比 33.4%を持ち、減少率が最も大きい 300~500 万円の世帯でも 11.5%を占める。したがって、この 2 つの所得層が経済全体の消費の動きに大きな影響を与えたと考えられる。

次に、昨年特別減税を打ち切った所得税・住民税の影響を見たい。表 - 2 の所得税 + 住民税増加率（対前年比）では、各所得層で打ち切りによってどれだけ租税負担が増加したかを示している。先の 2 つの所得層に注目すると、300~500 万円の世帯では 0.2%しか増加していないのに対し、700~1000 万円の世帯では 11.5%も増加している。このことから、所得税・住民税の特別減税打ち切りによって直接的に消費支出が減少して経済全体の消費動向に大きな影響を与えたのは、700~1000 万円の世帯ということがわかる。また、所得税 + 住民税の租税負担の分布（構成比）から、700 万円以上の所得の世帯に租税負担が集中していることがわかる。

2 . 特別減税の効果

この分析を踏まえた上で、特別減税が各所得層に及ぼす影響を『家計調査年報』のデータを基に簡便な方法で検討する。まず、平成 10 年に実施する特別減税を取り上げる。これは、今年の年初と年央の 2 度にわたり行ったもので納税者本人（所得税：18,000 円+20,000 円、住民税 8,000 円+9,000 円）と控除対象配偶者と扶養親族（1 人につき；所得税：9,000 円+10,000 円、住民税：4,000 円+4,500 円）に定額控除方式で行うものである。平成 10 年の特別減税の規模は、所得税・住民税合わせて約 4 兆円になるものと見込まれる。この特別減税

の各世帯に対する効果は、世帯人員の数によって決まる。1997年の『家計調査年報』による各所得層における世帯人員は表-2に示されている。これによれば各所得層でそれほど差異はない。これに基づき各所得層での特別減税額を計算したものが、表-3である。さらに、消費支出の増加率も併記している。これは、減税によって増えた可処分所得に対し、表-2に示した1997年の平均消費性向で消費の増加を見込んだものである。特別減税が消費支出に与える効果は、増加率で見て300~500万円の世帯で最も大きくなり、マクロの消費にインパクトが大きい700~1000万円の世帯への効果はその2/3にとどまる。その意味において、平成10年の特別減税は低所得層へのある程度の消費を刺激する効果は期待できるが、中間所得層への効果は限定的であると考えられる。

次に、平成7,8年に実施した特別減税の場合を考える。これは、徴収した所得税・住民税に対して15%相当額(ただし、所得税は上限50,000円、住民税は上限20,000円)を還付する定率減税であり、平成10年のものと異なる。この特別減税の各世帯に対する減税額は納税額に比例するが、ある所得水準以上の世帯は減税額の上限に制約される。減税額の上限は、1997年の『家計調査年報』で得られる納税額に基づけば、住民税は年収550万円以上、所得税は年収900万円以上の所得層で制約される。表-3には、平成7,8年に実施された特別減税と同じ減税を1997年の家計に行った際の効果を示している。各所得層の特別減税による消費支出増加率を見ると、700~1000万円の世帯(1.0%)で最も大きい。ただ、増加率は平成10年の特別減税よりも低くなっているが、これは全体の減税規模が平成10年の特別減税より小さいためである。

そして、平成7,8年に実施した特別減税で減税額の上限を撤廃して実施した場合、つまり上限なしの15%定率減税を考える。表-3にある値は、『家計調査年報』のデータを基にシミュレーションしたものである。減税額の上限に制約されていた所得層にも定率減税の効果が及び、表-3に示されたように1250万円以上の世帯で消費支出増加率(2.8%)が最も高くなる。この場合、上限の制約がないため、減税の効果は高所得層を中心に及ぶことになる。また、減税総額の規模は、平成10年の特別減税の76%程度となる。

以上を特別減税の効果をまとめると、次のようになる。平成10年のような定額減税では、減税額が世帯人員の数によって決まるため、各所得層で減税額がほぼ同じになり、減税の効果が低所得層に限定される。平成7,8年のような上限のある定率減税では、減税額が納税額に比例して決まるため、所得が多い世帯ほど減税額が多くなるもののある所得水準以上の世帯は減税額の上限に制約されるため、減税の効果は中間所得層を中心にもたらされる。そして、上限のない定率減税では、減税額の上限に制約されず、減税の効果は高所得層を中心にもたらされる。

3. 平成 11 年所得減税のあり方

小渕首相は、所信表明演説の中で、4兆円規模（平成10年の特別減税と同規模）の所得減税を行うことを打ち出し、最高税率を現行の65%（所得税50%+住民税15%）から50%程度に引き下げることと課税最低限は引き下げないことを明言している。民間消費を刺激する効果を第一の目的とするならば、所得減税をどう行うべきか、先の議論から得られた含意に基づいて検討したい。

まず、最高税率を引き下げる効果について、表-1で示しているように、現行税制の下で最高税率に直面する世帯は課税前年収が3600万円以上である。その所得層が全体に占める割合は、たかだか0.1%である。したがって、最高税率を引き下げることによる直接的な効果は、マクロ的に見てあまり期待できないと言わざるを得ない。

課税最低限を現行のまま引き下げない効果については、課税最低限未満の所得層が経済全体の消費支出で大きな割合を占めるならば、課税最低限を引き下げてその所得層の可処分所得を増やすことで、全体の消費支出を刺激する影響が考えられる。しかし、表-2で課税最低限以下の年収300万円未満の所得層が全体の消費支出に占める割合は約2%にすぎない。その意味では、課税最低限を引き下げても、それほど消費に対するマクロ的な効果は期待できない。

民間消費を刺激する効果を第一の目的とする所得減税を行うならば、各所得層への消費支出への効果を考慮する必要がある。租税負担と消費支出の関係から言えば、第1節で言及したように、700~1000万円の世帯で所得税負担が消費行動に直接的な影響を持ちかつ経済全体の消費動向にも大きなインパクトをもつから、700~1000万円の所得層を中心として減税の効果が大きく出てくる所得減税を行う必要がある。減税の方式と各所得層への効果の関係から言えば、第2節で言及したように、主に中間所得層に効果が及ぶ上限のある定率減税が有効であるといえる。単年度での定率の特別減税では、徴税額の定率還付の方式がとられた。したがって、以上を総合して言えば、民間消費を刺激する効果を第一の目的とする所得減税は、700~1000万円の所得層に重点を置いた上限のある定率減税が有効であるといえる。

そこで、1997年の『家計調査年報』のデータに基づいて、平成11年の所得減税の具体策をシミュレーションで検討したい。まず、既に政府与党で検討されている定率減税の方法である。例えば、20%の定率減税と30%の定率減税について、表-3にその効果を示している。上限なしの20%の定率減税を行った場合、平成10年の特別減税と同規模の所得税・住民税減税になるものの、最下段にある（平成10年の特別減税の規模を100としたときの）経済全体での消費支出の増加規模は、平成10年の特別減税の規模を下回る。上限なしの30%の定

率減税を行った場合、平成10年の特別減税の規模を50%以上上回る。ちなみに、経済全体での消費支出の増加規模は、減税規模ほどには大きく増えない。これらの理由は、第2節でも言及したように、減税の効果が高所得層を中心にもたらされるからである。

平成10年の特別減税と同規模の所得税・住民税減税で、700～1000万円の所得層を中心に効果が及ぶ所得減税を検討した。ここでは、50%の定率減税で上限が所得税・住民税合わせて15万円となる所得減税について、シミュレーションを行った。表-3に示したこの結果によれば、中間所得層を中心に表-2で示された消費支出の構成比が大きい所得層で、減税による消費支出の増加が及ぶことがわかる。これは、高所得層が減税額の上限に直面していることによる。そして、経済全体での消費支出の増加規模は、減税規模より大きく増えることが示されている。

以上のように、目下検討されている所得減税は、民間消費を刺激する需要サイドへの政策との位置づけで言えば、各所得階層で直面する所得水準、租税負担、消費行動を明示的に考慮した上で、マクロ的にインパクトの大きい所得層に重点を置いた減税政策が望まれる。その意味において、本稿で提示した50%の定率減税で上限が所得税・住民税合わせて15万円となる所得減税は、一つの可能性を示している。より一般的に結論を敷衍すれば、700～1000万円の所得層に重点を置いた所得減税を行うには、従来以上の率による定率減税で、700～1000万円以上の所得層で上限に直面するような減税を実施することである。

<注>

課税額の計算方法は、『財政金融統計月報 租税特集』に記載されている大蔵省の試算方法と同じ方法を採用した。

<参考文献>

岩田暁一, 1981, 『計量経済学』, 有斐閣.

大蔵省, 『財政金融統計月報 租税特集』.

総務庁統計局, 『家計調査年報』.

Doi, T., 1998, "Empirics of the Median Voter Hypothesis in Japan," Discussion Paper Series No. F-69, Institute of Social Science, University of Tokyo.

表 - 1

課税前年収	限界税率 標準世帯		家計調査(1997年) 所得分布	
	所得税	住民税	全世帯	勤労者世帯
0～303万円	0%	0%	8.75%	3.56%
～354万円	0%	5%	5.40%	3.48%
～580万円	10%	5%	28.82%	26.65%
～773万円	10%	10%	20.51%	23.89%
～1145万円	20%	10%	22.02%	27.23%
～1390万円	20%	15%	6.58%	7.72%
～2337万円	30%	15%	7.00%	6.93%
～3600万円	40%	15%	0.84%	0.51%
3600万円～	50%	15%	0.09%	0.03%

大蔵省『財政統計金融月報』、総務庁統計局『家計調査年報』に基づき筆者が推計

表 - 2

勤労者世帯 課税前年収	分布(1997年) (構成比)				1世帯あたり(1997年)				
	世帯数	課税前所得	実質消費支出	所得税+住民税	平均 消費性向	世帯人員 (人)	消費支出変化率		所得税+住民税 増加率
							名目	実質	
0~300万円	3.6%	1.1%	1.9%	0.5%	92.92	2.75	7.7%	5.8%	40.9%
~500万円	17.0%	9.1%	11.5%	4.3%	77.45	3.20	2.1%	3.8%	0.2%
~700万円	27.1%	20.8%	23.0%	13.7%	74.41	3.49	1.8%	0.1%	9.0%
~1000万円	30.9%	33.0%	33.4%	32.0%	71.95	3.67	1.3%	0.4%	11.5%
~1250万円	11.9%	16.9%	15.4%	20.4%	68.73	3.73	1.5%	0.1%	8.0%
1250万円~	9.5%	19.1%	14.8%	29.3%	66.03	3.81	1.2%	0.4%	13.7%
平均					71.95	3.53	1.7%	0.0%	12.1%

大蔵省『財政統計金融月報』、総務庁統計局『家計調査年報』に基づき筆者が推計

表 - 3

勤労者世帯 世帯当たり 課税前年収	平成10年特別減税の効果 上限：なし		平成7,8年特別減税の効果 上限：7万円		15%定率減税の効果 上限：なし		20%定率減税の効果 上限：なし		30%定率減税の効果 上限：なし		50%定率減税の効果 上限：15万円	
	減税額 (万円)	消費支出 名目増加率	減税額 (万円)	消費支出 名目増加率	減税額 (万円)	消費支出 名目増加率	減税額 (万円)	消費支出 名目増加率	減税額 (万円)	消費支出 名目増加率	減税額 (万円)	消費支出 名目増加率
0～300万円	6.2	2.4%	1.1	0.4%	1.1	0.4%	1.5	0.6%	2.3	0.9%	3.8	1.5%
～500万円	10.8	2.9%	2.4	0.6%	2.4	0.6%	3.2	0.9%	4.9	1.3%	8.0	2.1%
～700万円	12.3	2.5%	4.3	0.9%	4.8	1.0%	6.4	1.3%	9.6	2.0%	12.9	2.6%
～1000万円	12.8	2.0%	6.5	1.0%	9.5	1.5%	12.7	2.0%	19.0	2.9%	15.0	2.3%
～1250万円	13.0	1.6%	7.0	0.9%	15.6	1.9%	20.8	2.6%	31.2	3.9%	15.0	1.9%
1250万円～	13.2	1.3%	7.0	0.7%	28.3	2.8%	37.7	3.7%	56.5	5.6%	15.0	1.5%
減税規模	100		42		76		101		152		104	
消費増加規模	100		42		73		97		146		105	

大蔵省『財政統計金融月報』、総務庁統計局『家計調査年報』に基づき筆者が推計